

<共通論題>

金融危機後の金融規制の新潮流

(Restructuring of the Regulatory Regime after the 2007-09 Financial Crisis)

座長 慶應義塾大学 池尾 和人

2007-09年の米国発の金融危機は、世界経済を大きな混乱に陥れた。日本の金融システムは危機的な状況にはならなかったけれども、リーマン・ショック以降、国際的な貿易量が急激に落ち込む中で日本経済も急激な収縮を余儀なくなくされた。

このように大きな経済的ダメージにつながった金融危機の発生を防止できなかったということから、それまでの金融規制の枠組みを大幅に見直す必要があるとの認識が一般化し、実際に見直しの動きが国際的なレベルでも各国内の取り組みとしても進められてきた。そして、リーマン・ショックから3年半を経過した現時点においては、新たな金融規制の枠組みがどのようなものになるかとしているかが、おおよそ確定してきている。

そこで、そうした金融危機後の新たな金融規制の枠組みについて確認し、その有効性や含意について明らかにしようというのが、今回の共通論題のテーマである。

金融規制の見直しに関する国際的な協議は、バーゼル銀行監督委員会や証券監督者国際機構（IOSCO）などを舞台に実務的な検討が行われている。そうした動きに関して、実際に議論に参加している山岡浩巳氏から報告していただく。他方、各国の国内的な取り組みとしては、2010年7月21日にオバマ大統領の署名を受けて成立した米国の「金融規制改革法案（ドット・フランク法）」や英国での動きが代表的なものだといえる。これらの動きを中心に法学者の視点から、金融法学会の理事長でもある岩原紳作氏から報告していただく。続いて、新たな金融規制の枠組みの中でも依然として中心的な柱となっており、一層厳格化されようとしている自己資本比率規制を中心に、果たして見直し内容が金融危機の再発防止に有効なものとなっているかどうかに関して、齊藤誠氏に報告していただく。最後に、金融規制の新潮流が金融ビジネスの今後のあり方にどのようなインプリケーションをもつかについて、実務家である藤井健司氏から報告していただく。

以上の4氏からのプレゼンテーションの後、パネリスト相互の間で、論点を深めるべく議論を行う。その後、時間の許す限り会場からの質問も受ける予定である。この共通論題シンポジウムを通じて、今後の金融規制の全体像に関して共通理解の形成がいかばかりかは促進されれば、成功だといえると思う。